

## 平成27年度第3回武蔵野市まちづくり委員会議事録

日 時 平成27年12月24日（木曜日）午後6時30分～午後7時50分  
 場 所 武蔵野市役所 4階 412会議室  
 出席委員 委員長、副委員長、A委員、B委員、C委員、D委員  
 市事務局 都市整備部長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課職員  
 傍聴者 1人

質疑応答者	質疑応答
委員長	<p>それでは、ただいまから平成27年度第3回武蔵野市まちづくり委員会を開会いたします。</p> <p>議事に入る前に、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、皆さんよろしく申し上げます。</p> <p>本日はご出席いただきまして、誠にありがとうございます。この年末のお忙しいところ、ありがとうございます。</p> <p>それでは、今、1名委員がご出席予定でございますけれども、遅れておりますが、武蔵野市まちづくり条例施行規則第4条第7項の規定により、会議が成立しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認ですけれども、次第のほかに事前送付しましたものと、本日、机上配付しているものがございます。</p> <p>机上配付したものを確認させていただきますと、資料2というところで、右上に資料番号が振ってございますが、景観ガイドライン素案たたき台、こちらを差しかえさせていただいておりますので、本日はそちらをご覧いただきたいと思っております。後ろについてございます資料4の参考資料1、参考資料2というものを追加して、本日机上に配付しております。</p> <p>また、後ほどその他のところでお話ししますが、境浄水場に関する資料が経過とスケジュールについてと、境浄水場における地区計画及び用途地域等に関する基本方針、こちらのほうを机上配付させていただきましたので、ご確認ください。</p> <p>以上になります。お願いします。</p>
委員長	<p>それでは、本日の委員会は、20時終了を目途にしたいと思いますので、皆様ご協力をお願いします。</p> <p>本日、傍聴の申し込みの方、お一人いらっしゃいます。傍聴を許可</p>

	<p>してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>それでは傍聴を許可しますので、お入りください。</p>
	(傍聴者入室)
委員長	<p>それでは、次第の2、議事の景観ガイドラインの策定について。では、これは事務局よりまずご説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>今日、新しく資料2ということで、新しい分厚いガイドラインになります。こちら、以前、一部修正、追加しますので、言っておりましたので、その部分を丸々追加したものです。</p> <p>あと本日、参考資料として、一枚ぺらのものを1、2という形で配らせていただいております。</p> <p>2のほうは、後で目標のところを使いたいというふうに思っているのですけれども、資料1のほうについては、前回、まちづくり委員会の中で、ベスト5の分析みたいのをしたらどうだろうかとか、あとは景観というのは基準だけ守ればいいものではないでしょうかという話の中で、もう少し何か掘り下げられないかということがありましたので、前回、景観ワークショップ等の中でいただいた意見を踏まえて、そのベスト5をいろいろ分析する中では、やはり大きな傾向としては、上の4つがあるのですけれども、緑については、やはり手入れされているとか、デザインの工夫がされているとか、昔から歴史のあるものについて、みんなが力を合わせて継承しているとか、あとはベンチがあって、ゆったりというところで、いろいろな人が携わりながら、空間をつくっているというのが、評価が高かったというのが分析です。ですので、基準というものは、つくるとすると、そういうふうに入者がそういう空間づくりに携わっていくのかというのが重要になってくるのかなというところです。</p> <p>ですので、今回、宿題分ということで、資料1のほうは出させていただきます。</p> <p>それでは、まず資料1を見ていただければと思います。</p> <p>資料1につきましては、今までの経過です。経過ということで、このスケジュールも踏まえてということで、最初にご説明させていただきます。</p> <p>先に今後のスケジュールの話させていただきますと、今、たたき台としてつくっておりますガイドラインの意見をいただき修正しまして、2月1日に市報特集面ということで、景観ガイドラインを素案と</p>

して公表したいというふうに思っております。

4週間意見募集をしたいというふうに考えておりました、その中には、市民意見交換会を開催したいというふうに思っております。ここに2から4と書いてあるのですが、下の意見交換会4、5、6という形で、2月4日、5日、6日に意見交換会の会場を押さえたので、ここの日程でやりたいと思っています。2から4を4から6に修正していただければと思います。

当然、2月中には、市民で活動されているNPOの方とか、また商業関係の団体の方にヒアリング等をして、意見を伺いまして、それを踏まえて、6月に景観ガイドラインの公表をしたいというふうに思っています。

その間に2回ぐらい、まちづくり委員会の委員の方には意見をいただければというふうに思っております、その後、6月の意見公表後にガイドラインを実際につくって、10月に公表するという予定になっております。

次、資料2、どこが変わったかと言いますと、一番変わったのが写真とかを少しふんだんに入れたというところ、写真を大分追加しましたので、ページ数もボリュームが増えるという形になっています。前回のまちづくり委員会の中でも、絵もいければ写真もやはり入れていただかないかというお話がありましたので、委員会前に写真をなるべく入れたというところが、一番大きく変わったところです。

あと、最初、旧のほうで簡単に説明させていただくと「はじめに」というところに「景観ガイドラインの位置づけ」というのがあって、まず背景があって、その後、位置づけという形でやっているのですが、そこにまちづくりの基本姿勢というものを、きちんと章立てに入れておりました、それは前、目標に書いてあったものをもう少し具体的に、こういうふうにやっていくのだというのを頭のほうに言ったほうがいだろうということで、このガイドラインの初めのほうに、基本姿勢というものを新たに追加しております。

2の景観の特性と課題のところでは、本当に写真の追加、あと、景観まちづくりの目標のところにつきましては、後でご説明しますが、あまり目標っぽくない書き方だったので、少し目標というものを目標っぽい書き方に変えたということです。

あとは細かくご説明させていただければというふうに思います。

簡単にご説明させていただきますと、新しいほうの資料を見ていただきますと、「はじめに」というところで、背景があって、これは基

本的には都市計画マスタープランの景観まちづくりの方針を受けておりますので、その中に書かれている景観とかということを説明して、その後にはまちづくりの都市マスでうたわれている方針を具体的に指し示しています。

これを受け継ぎながら、このガイドラインの中で、次の目標と基準等できていきますという話をしております。

次の3ページ、4ページにつきましては、位置づけがあって、こちらでは景観まちづくりの基本姿勢ということで、「市民の共有財産である緑豊かな景観を守り、つくり、育む」という大きな姿勢を持ちながら、このガイドラインはつくって、構成は4ページに示しています、というところです。

5ページ、6ページには、推進の体制ということで、連携でやっていきたいというところを示しております。

武蔵野市の景観の特性と課題というところで、6ページから入っております、通常の、よくこういう課題とかでは地形から入るのですが、やはり武蔵野市は緑豊かな景観というところなので、まず緑から入っていくということと、あとは地形につきましては、余り起伏がないので、余り書くことがなかったというのもありまして、地形を2番目に持ってきているというところです。

3番目に、歴史・文化の景観のことを示させていただいて、次には、都市区画ということで、道とか鉄道等の景観というところです。

5番目には生活文化ということで、住宅とか農とかにぎわい、工業、産業系の中にある景観というものを示させていただいているというところで、21ページの次の22ページからは、それをまとめて景観資源ということで、これは景観ワークショップ等で市民の方にいろいろ指摘していただいた事項も含めて、もともと市の景観資源として示してあるものもあるので、そういったものにつけ足しながら、市民の方と一緒につくっていった景観資源図をそのまま載せているというところです。

これを踏まえまして、22ページには、景観形成上の課題というところで、住宅地の景観とか、農と住が調和する景観の課題というふうな幾つかの項目に基づいて課題を出しております。

この課題につきましては、都市計画マスタープランのほうの景観まちづくり方針図という図の下のほうに、ここはこういうふうな地域にしていきますよというのがありまして、2ページを見ていただければと思うのですが、都市計画マスタープランの中で、景観まちづくりの方針図の下の図の中に、住宅地景観の保全、黄緑のところ。グ

リーンのところが農と住と書いてありますけれども、こういうエリアをつくりながらやっていくのですという方針がありますので、この概ねの項目ごとに課題を示しております。

この課題を受けまして、24ページの目標といたしましては、この課題に合わせて目標を示しているというところです。

前回、事前配付したものについては、1の例えば住宅地の景観の保全のところ、いきなり1の豊かな緑や、というような形で主な取り組みのことに目標としてしまって、これは目標ではないだろうということだったので、前から出していたポチというのは、主な取り組みという形でまとめさせていただいて、その上に全体的な目標はこうではないだろうかというところで、例えば住宅地の景観の保全につきましては、「開放感をもたらすオープンスペースが充実した、緑豊かな美しいまち並みのなかで、ゆとりある暮らしができるまち」というような景観まちづくりの目標としているというところです。

これは、まちづくりという大きな枠で目標にしていまして、課題があって、こういう目標があって、これをどう実現するかというために、後ろの26ページ以降の基準につながっていくのですが、この目標の書き方が、こういう大きな「まち」という大きな中で言ったほうがいいのか。それとももう少し景観的な要素に絞ったほうがいいのかということで、参考資料2で示させていただいたのが、まちづくりというよりは、もう少し景観をつくるという意味で、少し絞らせていただいて、例えば住宅地の景観保全だったら、こういうゆったりできるまちという大きなものではなくて、周辺環境に配慮した緑豊かで落ちつきが感じられる住宅地の景観の形成ということで、少し景観に絞って簡潔にまとめたという目標を示しております。

こちらについては、どちらも考え方があって、今回のこのガイドラインを示すには、どちらの書き方がいいのかというのは、ご議論していただければというふうに思っております。

ですので、その後の2番の農と住がというところも、大きな「農業を通した人と人とのふれあいがあるまち」ということで、大きなくくりになっていますけれども、もう少し景観に絞ってということになると、武蔵野の面影が感じられる農と調和した住宅地の景観の形成というところで、この辺はご議論していただければなというふうに思っております。

この辺で、5つの項目について、目標を書かせていただいていますので、この辺はどちらがいいのかというのは後でご議論していただ

れば、お願いします。

その次の26ページからは、最初にやった課題があって、目標があってということで、どういうふうにするためには、景観を誘導していくのかということで、誘導基準というものを書かせていただいております。

ここも事務局では、悩んだ点がありまして、それは都市マスのほうで、景観は見た目ではない。五感で感じる生活環境の総合指標というふうなうたっているものですから、一番最初に、基準に入る前に大前提としてこういうことを考えてくださいということで、五感を大切にしたい景観形成ということを示しております。

据わりがここでいいのか。どうしても五感ということで、見るとか、聞くとか、触れるはいいのですけれども、どうも味わうみたいな味覚とか臭覚になると、なかなか表現が難しいというところがあって、ただ、大きなまちづくりの考えとしては、そういう視覚については、どうしても基準になると近景が中心になってしまうので、遠景とか中景も意識しながらお願いしたいとか、歩きながらの景観も、シークエンス、動く景観も十分に考えていただきたいのが大前提ですよというところを、視覚のところでもうたっています。

「聞く」のところでは、風の音とか、あとは木の触れ合う音とか、虫の音とか、そういったものも感じられるようなことにしてください。

「触れる」については、当然、実際に触れて、ぬくもりではないですけれども、そういうのが感じられるような、冷たい感じではないような形にしてほしいとか。

あとは、「味わう」が本当に困ったところで、見るだけでなく、味わえるというところで、農地の話とか、商業地のオープンカフェという話を、今、入れております。ここは大分苦労しています。

あと「匂う」ことについても、ある程度、草木のにおいとか土の香りなんか感じられるような空間というのが大前提ではないですかということで、基準に入る前に、大前提として「景観まちづくりはこういうふうにするのです」という考え方を一番最初に示しています。

次、27ページからについては、景観ガイドラインはどうやってやっていくのでしょうかというところで、主な景観の協議の流れを示しています。

前回もちょっとお話ししていたのですが、今回の武蔵野市の景観ガイドラインは、まちづくり条例ということで、ある程度大きな開発については、まちづくり条例に基づいている業者と市が協議

しながら、市民の方に情報提供したり、意見をいただきながら、やっていくというようなシステムがある中で、まちづくりの協議の中に、景観というのを新しく入れるという中で、基本的には協議の基準として入れていくというところを考えています。

ただ、とは言っても、年間まちづくり条例20件から40件ぐらいで、実際、建物の建築確認の件数なんかは500件とか600件ということで、1割以下の件数なので、そういった基本的に戸建てとか建てる方もこれが基準になるようにというふうには考えています。

ただ、まちづくり条例だけを対象にしますと、先ほど言ったようにちょっと件数が少ないもので、もう少し景観ガイドラインができたので、対象をもうちょっと広げてもいいのではないかとというところで、いろいろ今考えているところがありまして、28ページなんかには、景観まちづくり推進地区ということで、特に景観まちづくりを進めていきたいエリアについては、現行のまちづくり条例の対象にならない小さなものでも、景観の協議ができるようなシステムができないかなというふうには、今、考えています。

一番、その中で考えられるのは、市のほうで、景観整備路線ということで、道路の電線の地中化を図っているところがあって、道路を整備しているところがありますので、そういった沿道については、積極的に協議していくというようなシステムにしたいなというふうには考えております。

そのほかの地域については、基本的にはまちづくり条例があった場合には、まちづくり条例に基づいて協議して、それ以外はこれとは別に、作法集ではないですけども、市民ガイドラインというのをつくるということになっておりますので、そちらで広めて、それを参考にしながら、ご自宅等をつくっていただきたいというシステムにしたいなというふうに考えていますということで、その景観整備路線の話とか、今、景観整備路線、こんなところがありますよというのが28ページ、真ん中ぐらいにあるのですけれども、示させていただいて、そういうふうな形で、まちづくり条例と連動しながらやっていきたいというふうに考えています、というのが趣旨です。

29ページには、まちづくり条例の大規模とか一般開発事業の規模とか、こういうところですよというふうに基準を示しています。

30ページは、それぞれ大規模開発事業とか一般とか小規模、工作物、これについては、こういうふうな形でやっていきますということで、大規模とか一般開発事業、これはまちづくり条例に基づくので、まち

づくり条例の中でやっていきます。

それに当てはまらない小規模なものは、一般地域においては、景観協議は、景観まちづくり推進地区に関しては、基本的には全部やっていきたい。工作物についても、今後、まちづくり条例、今のところ対象になっていないのですが、建築確認の届け出以外では、工作物については対象にしていきたいというふうに考えているというところです。

30ページの下側の「専門家の関わり」というところで、これもまちづくり委員会の方々に関しては、こういった景観に関する見解とか、景観の専門家の方として助言とか指導をできるようなシステムをつくってきたいということで、景観アドバイザー制度なんかも今後、検討していきたいということを考えています。

31ページは、具体的に、こういうふうな書類が要りますということなので、それを示しているというところで、32ページにつきましては、まちづくり条例に当てはまらないようなものについては、事前調整要綱という要綱があって、その中で調整していきますというシステムを書いています。

33ページから具体的な基準ということで、市の中を幾つかに分けて、基本的には用途地域ごとに分けています。例えば低層地域は一種、二種低層地域、中高層については、一種中高層、二種中高層、住商複合地区については、一種住居、二種住居、近商、準工、商業・業務地については、商業地ということで、用途地域別に書いています。

これはいろいろな分け方があって、住宅については、戸建てと中高層と違って分けていたりするのですが、武蔵野市は住宅都市で、中高層も低層につくる中高層と、中高層地域とか商業地域につくる中高層は、やはり注意事項が違おうだろうというところで、用途地域別に今回のガイドラインは示しているというところです。

資料3に、A3で長いのがありますが、今回、中にある基準を少し整理して表にしたのが、資料3になっています。

4つの区分に分けておりますけれども、ここに、表にあるような、どの区分も、A B C D E F、6個の項目につくってしまして、よく見ると似たようなことが書いてあるのですが、自分の担当する用途地域について、その場所を見ていただければ、全て分かるような形に載っております。

中高層とか住商とか商業と違って、開発がどんどんできるようなエリアになると、どうしても注意事項が多くなるということで、ベース



は基本的にはそんなに変わらないのですが、それが少しずつ変化していくというところになります。

あとは、中に書いてある事項については、前、委員の方が仰ったように、絵を少し分かりやすく入れたのと、良いと思われる写真を入れたというところになります。

基準については、基本的には、事前にお配りした中に少し削ったところがありまして、新しいところの40ページを見ていただくと、夜間照明のことが書いてあるのですが、これは、前の旧のところだと、少し色温度は、3,000ケルビン程度の暖かみのあるものを積極的に活用しますというのが、旧のほうには書いてあるのですけれども、新しいほうには、それは削ってあります。

これについては、事務局のほうも、いろいろのところの事例を調べる中で、色についてもなるべく暖かみがあるものということで、書いてあるところがあったので、そういったことがいいのではないかというふうに、最初思って書いたのですけれども、実は、色温度についてはいろいろあって、ほかの課に行ったときに、特に道路課のところでは、暖かみがあるからいいだろうと思って、こういう電球色の3,000ケルビンのものをやったら、何かけばけばし過ぎて、もっと白い光がよかったとかと言われていたりしていると聞いています。

ただ、文献によると、この色の感じ方が季節によったりとか、対象の物が自然であったりとか、建物も古い建物か、新しい建物かでいろいろ違うということがあるので、やはり照明も電球の色について示すのは、なかなか科学的根拠も難しいのではないかとということで、今回、新規のほうでは削らせていただいています。

大きく変わったところは、分かりにくいところを分かりやすい表現に変えたぐらいで、基本的には基準の項目は、変わっておりません。

この基準が、新しいほうのだと68ページまでがその基準になっています。

今回は、ガイドラインとしては、そういう建物の基準のほかに、屋外広告物の景観基準も示させていただいておりまして、それが69ページ、70ページになります。

こちらの屋外広告物につきましては、基本的には、まちづくり条例に建物が絡んだときの屋外広告物と、今のところは考えています。

ただ将来的には、新規の建物ではなく、ほかのものも全体的に見られるような形にしたいというふうに考えておりまして、それは後ほどあとでまたご説明したいと思うのですけれども、景観まちづくりに向

けた取り組みというところで示させていただいています。

屋外広告物につきましては、基本的にはなかなか指導が難しいので、大きさをなるべく小さくするとか、形態を統一化するとか、色彩を派手派手しくないものにするとか、そういう大枠です。あとはオーロラビジョンはなるべくということで、特に環境対策というか、屋外広告物のところからは、オーロラビジョンは、音に関してもかなり苦情が来るということで、音についても少し書かせていただいているというところでは。

72ページにつきましては、公共施設等の景観誘導基準というところで、基本的にはこの景観ガイドラインは、建物について、建物が絡んだときについての景観の基準になっていますけれども、公共施設につきましては、公共事業については、なるべく民間事業を先導する形で、景観に配慮してやっていくという中で、公共建築物、建物についてはこの景観ガイドラインに基づいて基本的にはやっていくという形になるのですが、道路とか公園等、余り建物が絡まないものについても、今後、景観に配慮した整備をしていただきたいというところで、基準を示させていただいているというところでは。

最後が、景観まちづくりに向けた取り組みということで、ガイドラインをつくったら終わりではなくて、これをどうやって生かしていくかというところで、今後、これをどうやって生かしていけるのかを具体的に検討していきたいというところがあるので、そういったときには、こういう考え方でやっていきたいというところも示させていただいております。まちづくり条例にある取り組みということで、そういうまちづくり条例を生かして、そういった中の市民との取り組みを絡めて、専門家派遣等の制度も含めて検討していきたいというところとか、あとは、景観まちづくりの普及啓発ということで、景観まちづくりは持続することというのですか、続けていくことが大事だというふうな、まちづくり委員会の中でも意見もありましたので、そういったものを、こういういろいろなプログラムの中で続けていくということ。

3番目に、景観協議及び誘導に関する検討ということで、屋外広告物については、ここに書いてありまして、今後、もっと協議、誘導ができるようなシステムを、ガイドラインの後に考えていきたいということで示しています。

ここが、最終的にどんなことをやりたいのかというところが、資料4で、今後の具体的な取り組みということで、こういうのが将来的にやりたい、これができるように、ガイドラインのほうには、なかなか

	<p>これをやりますと書けませんので、これをできるような書きぶりをこの取り組みの中でやっているというところです。</p> <p>ざっとだったのですけれども、景観ガイドラインのたたき台というところでご説明させていただきました。</p> <p>事務局といたしまして、前回からページ数が大分多くなって、文字も多くなった中で、ぜひまちづくり委員会の中で、この課題とか、目標について、ここが多分、ガイドラインの一番中心的なものになっている。それに基づいて基準ができてくるので、課題とか目標がこれでいいのだろうかというところを中心に、いろいろご意見をいただければというふうに思っています。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、ご説明ありましたように、特に参考資料2ですとか、本編の24ページあたりの、この辺の目標の立て方とか、この辺はぜひご意見もいただきたいということですので、委員の皆様、ご意見、ご質問、ご自由にどうぞ。</p>
副委員長	<p>26ページ、確かに味覚というのは非常に難しい。この表現だと味わえる景観って、表現の仕方なのではないか。僕は、例えば大地の恵みとか、ちょっとひねった言葉をよく使うのですが、要するに、あるいは地のものですね。自分が日常的に食するものが目の前にあって、そこで、大地の恵みが目の前に広がっている。実なり野菜なりということが重要だということを言っているわけですね。</p> <p>単に、風景を味わうというレベルの話ではないのではないかと。今、言葉をずっと考えていたのです。適切な言葉が今、見つからなかったもので、発言を控えていたのですが、だから、味わえる空間って直接的に表現してしまうと、非常に誤解を生んで違和感が生まれる。</p> <p>どういう言葉を探すのかというのは、もうちょっと、言葉が出てこないのですが。</p> <p>そういう難しい話は置いておいて、もう1点、2点あるのですが、29ページ、C、景観まちづくり推進地区で、小規模なものも適用すると。これはすばらしいことで、とりあえず全域に適用するというのは難しいので、とりあえずここからモデル的にやっという発想だろうと思うのですが、さて、建築確認や申請が必要なものとなると、実は、最近、例えば、太陽光パネルとか、あれはとにかく震災の影響もあって、工作物で申請扱いにならなくなっちゃったとかいうのが幾つかあって、とりわけ武蔵野市でどうなっているか分からないのです</p>

	<p>が、ほかではこれが相当、実は、景観上、悪さをしているものに、農地も含めてパネルというのがあって、これがどういう状況なのか分からないと質問しづらいのですが、ただ今後、土地利用でもって、なかなかお金になるというものがなくて、むしろ最近では、農家はパネルでもってお金にするという傾向が強くて、さらに農地の課税がこれから進んでいくという、遊休農地の、本当に太陽光パネルが手っ取り早い、農振地域なんかできちゃうというところがあって、申請の対象ではないはずなので、ここの扱いについて、もうちょっと申請だけにすると、きつくなるので、やはり景観まちづくり推進地区内で計画をつくったら、つくったものについては対象にしていくというようなやり方ではないと、どういうものが悪さをするかというのをイメージしながらやらないと、申請だけを対象にすると、きつくなる可能性があるのじゃないかなと私は想像するのですが、僕は細かく建築確認申請までは分からないので、どうなのだろうかというのが一点。これは質問も兼ねてになります。</p> <p>それから照明で「過度な照明」というのはどういうことかって、ちょっと解説を。僕は余り景観が得意ではないので、「過度な照明」で、これは分かるのでしょうか。</p> <p>「過度な照明」って一体どういうものかっていうのが、表現としてはさっと入っちゃうのですが、「過度な照明」って、そういえば何なのかなと、よく考えてみると分からないということがあって、何か注釈なり解釈が書けるのであれば、書かないと分からないかなという気がしているのですがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>まずパネルのほうにつきましては、結構難しいところで、特に武蔵野市は、自然エネルギーを大事にしている中で、何かあれば、市長もなるべく太陽光パネルをつけるようにというところの中で、確かに都市公害なんかの中に、たまに入ってくる時もある、反射光とか、そういった中であって、なかなか取り扱いが難しいところで、その辺はどうするか難しいところだと思います。</p> <p>あと、申請についてなんですけれども、その辺については、行く行くは、これが熟してくると、地域の方とどういうものを対象にするとか、しないとかというのを話す中で、決めていかないと、なかなか市が勝手に申請しなくてもいいようなものをできるような形にするのは難しいのかなというふうに思っていますので、将来的に地域で何かできるようなシステムをつくって、必要なところについては、そういう地域で新たに……</p>

副委員長	さらに加えていく可能性はあると。
事務局	<p>というのがいいのかなと。なかなか行政からというのは難しいのかなというふうに思っています。</p> <p>あと、このガイドライン、「過度な照明」なんですけれども、調和したとか、「過度な」というのは、何が調和しているのかとか、過度って何だと言われると、なかなか厳しいところがある。</p> <p>ただ、何か具体的に表現しますと、逆にそれが揚げ足を取って、これだからいいだろうというのも怖いというので、常識的な範囲でというところで、過度だと、必要以上の光がある。きらきら光っているとか、具体には点滅……点滅しなくても、危険かどうかというところではいいのしょうけれども、点滅でなくてもいいところが、点滅しているとか、そういう、やらなくてもいいものを行っているのを過度というのかなという形で、その辺は協議する中で、事業者さんと落としどころを見つけていくのかなというふうに思っています。</p>
副委員長	<p>なかなか難しいですね。</p> <p>ちょっとコメントだけ。特に意見は言いませんが、コメントだけ。</p> <p>太陽光パネルについては、今、いろいろな自治体で条例づくりも進んでいて、ゾーニング及び、別に発電自身はいいことなので、それを前提にしながら、景観にかかわるものについては、やはりちょっと抑制しなきゃいけないので、いいところと悪いところがあるはずなので、そこは最近、繰り返しますが、太陽光パネルのゾーニングみたいな話がドイツはやっていますが、日本はやっていないので、幾つかの自治体で始まっているので、参考にして、ガイドラインなので、必ずしも明確にする必要はないと思うのですが、そこも考慮したほうがいいのではないかなと、こう思っているということです。</p> <p>それから「過度な照明」についても、これ、いつもほかの自治体もそうなのですが、やはりやると、担当者によってニュアンスが変わってきて、申請者との間で言われている意味は分かるのですが、解釈をめぐって、いろいろな問題が起きてくるので、ここは蓄積をしながら、やはり内部的な指導の指針みたいなことを少しずつ蓄積してつくっていかないと、多分、担当者が変わったら急に緩和したり、急に強化されたりというのはあるかもしれないので、気をつけておいたほうがいいのではないかなという気がするということです。</p> <p>回答は要りません。</p>
委員長	ほかに。どうぞ。
D委員	これ、市民に配布する予定の資料ですか、ガイドラインは。販売し

	<p>たり配布したり。</p>
事務局	<p>本当は配布したいのですけれども、これだけの数って結構大変なので、基本的にホームページで。あとは市政センターとか図書館とか、縦覧用という形で置かせていただきたいというふうに思っています。</p> <p>白黒であればある程度、説明会とか来た方にも配っていいかなとは思っているのですが、基本的にはホームページと、あとはどこか主要なところで、閲覧できるような形をとりたい。</p> <p>最終的なできたところについては、欲しいという方に差し上げるような形になるのかなと思います。</p>
D委員	<p>分かりました。</p> <p>そういう市民の視線でこれを見ていくと、最初の策定の背景のところ、社会が今、変わってきて、景観に対する認識が高くなっているとか、景観法ができたとか、そういう社会の変化の話をもうちょっと入れていただいたほうがいいのではないかなということ、それからできれば、市民の意識も、そういう景観に対する意識が非常に高まっているみたいな話が入っていると、市民としては、「あ、そうなんだ。じゃ、やっぱりこれから景観だな」と思うし、いきなりこういう書き方だと何か、市の押しつけかなという、そんな感じもしてしまうので、できるだけ、できればこの23ページのアンケート、景観に関するアンケートがあるじゃないですか。こういうところで、アンケートの中になければしょうがないのですけれども、そういう市民の方々からの景観に対するいろいろな問い合わせとか要請とか、細かい話で、生け垣の補助金が増えているとか、花の配布に対する要望が増えているとか、景観への問い合わせが増えているとか、何でもいいのですけれども、そういう市民の意識が変わってきているので、「これからは景観だよな」というのが分かるような話が入っていると、いいかな。これは業者の説得にも使える要素なので、そういうデータがもしあれば、この背景とか23ページあたりに入れていただくといいかなという感じがしました。</p> <p>それから、先ほどの五感のところなのですけれども、たしか五感の中で、いろいろな研究論文を前に見ていたときに、五感の中でやはり視覚の占める割合が8割以上だという話がよく出てくるので、そういうこともいろいろ論文調査して入れて、やはり五感なんだけれども視覚は大事だよ、景観は大事だよということを、一言入れていただいたほうがいいのではないかなというふうには思いました。</p> <p>あとは、細かいことになるかな。先ほど議論しようと言われた25ペ</p>

	<p>ージでしたか。24ページの目標、これ、僕は前のほうが見やすく、読みやすくいいなと。今回、えらく長くなって読みにくくなってきたと思って、前のほうがいいなと思うのですけれども、ただ、この中でやはり(2)の農業のところ項目が1つしかなくて寂しいのです。</p> <p>これ、タイトルのところに「農業を通した人と人とのふれあいがあるまち」ということを書いてありますけれども、私たちは農地に対して感じている景観的なイメージって、まちの中が非常に建物が多くて、遠くが見えない。だけど、農地があると、そこで土と木と農作物と、それから空とが一体的に広い空間が望めるという、そういうよさが、そういう気持ちのよさがあるのです。</p> <p>大きな公園へ行けば、それは同じようなことが味わえますけれども、街中で、そういう農地で、そういう感じが味わえるというのは大事なので、ですから、農地の周りではできるだけ低い生垣とか、ネットフェンスにしてもらって、農地の中と空が一体的に見えるようにはしてほしいわけですが、そこら辺のことを少し書いたほうが、人と人とのふれあいというのは、あまり景観とは関係ないので、そこら辺をちょっと変えたほうがいいなというふうに感じました。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに、どうぞ、C委員。</p>
C委員	<p>では幾つか。</p> <p>今、D委員が仰ったので、例の24ページのところなのですけれども、今、手元に事前配付と参考資料2と、あと、差替えのほうも全部3つ見ているのですけれども、悩ましいなと。この全部の中間地点がないかなというのを見ながら思っているところです。</p> <p>一番シンプルなのは事前配付していただいたもの。これは、いろいろな主観が入っていない端的な言葉なので、いろいろな色眼鏡要素が入ってなくて、いろいろな捉え方ができるなと思いました。</p> <p>ただ、寂しいと言えば寂しいなというところと、説明がなさ過ぎて、ぼんやりしてしまうという2つの難しさも、両極端な難しさがあるのかなというのが、一番最初に送っていただいたものを見ました。</p> <p>一番、個人的にはこれが一番いいのかなとは思いました。差替え版でいただいたものは、すごくわくわくする言葉尻で、市民の興味は得られるかなと思うのですけれども、結構主観的な言葉がたくさん入っているので、それとマッチするかしないかで、意見が出る、出ないって、すごく左右されるかなと思いました。</p>

特に、今、D委員が仰った農と住のところ、エリア的に3地区ありますけれども、農地が多いのは、基本、武蔵境の西部地区が多いので、そのことからいくと、これはすごくマッチするのですけれども、吉祥寺地区だとか、中央地区の方って、この辺、マッチするかなというふうにちょっと思ったりしたもので、と考えるとやはり、この差替え版はすごくわくわくするのですけれども、主観とかそういうのを排除したシンプルな形がいいのかなというふうに感じました。

それが24ページの件です。

それ以外で意見を幾つかさせていただきますと、今日、配付いただいた3ページで、新たにいただいた基本姿勢で、守る、つくる、育むということを入れられているのですが、全般を読んでいくと、守るという要素が若干薄いかなという感じがしました。

それは何かといいますと、やはり緑をこういうふうにしなさい。景観をこうしなさいという形のガイドラインなのですが、それを維持していきましょうというような要素が、若干、文言が少ないかなと感じました。

基本姿勢でどんと一番上に「守る」というのがあれば、それ以降の部分にも、その「守る」ような要素を入れられてはどうかと思いました。

今、ぱっと見ながらではあるのですが、22ページの景観形成上の課題というところで、現実的に緑が整備されていないところというのも目につくようになりましたし、建物そのものも、空き家の状態で、ぼろぼろの状態で放置されている家というのも出てきていると思います。

それらを改善するという意識を持つというところ、実際、そういうのがあるということ、この「課題」というところに入れられてはどうか。だから守っていかないといけないのだよという意識づけで、やはり課題にそれを現実として入れられてはどうかと思いました。

次に、それと関連しまして、32ページ以降の誘導の部分です。そこで、いろいろなとかのA、B、Cで入れられているところの部分もそこなのですが、特に植栽の部分で、今、手元に38ページを見ているのですが、植栽の部分で、緑の配置に際してはということで周囲の緑、水辺空間、農地との連続性に配慮する。設置に関する意識は、ここに書かれているのですが、それをどういうふうに維持していきましょうというのは、めくっていただいた「配慮のポイント」のところには書いていない。「努めましょう」と書いてい



	<p>るだけなので、ちょっと弱いかなと。つくって当初は格好いいけれども、それそのまま放置したらあかんよという、その部分もきちっと前のほうに持ってこられたらいいのかな。</p> <p>これ、今、 のところを言いましたけれども、それ以外の部分でも同じことは言えるかなと思ひまして、守るといふ要素の部分、もうちょっと強目に入れられてはどうかと感じました。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに。どうぞ。B委員。</p>
B委員	<p>今、委員も仰ったように、この22ページの景観形成上課題というところの、例えば農と住が調和する景観形成の課題となっている内容の文章が、「農地や雑木林など市内の貴重な景観資源の周辺は、今残されている環境や風景を今後も積極的に保全することが求められています」と書いてあって、次のページの目標のところの(2)が、そのほとんどコピペに近い形で、「積極的な保全を図ります」となっているだけで、この課題という意味が、この文書だけ読むと、目標が書いてあるようにも一見するので、例えば、住宅地の景観形成の課題の最初の例のように、民有地の緑は減少傾向にある、こういう課題があるというふうに、現状の課題をもう少し書かないと、何か一個一個の、22ページの景観形成上の課題というのが、目標と何がどう違うのか。何となく分かるのですけれども、気持ち。今のステータス・クォーとして、例えば、こういうことであれば、より分かりやすいと思うのですけれども、例えばどこでもいいのですけれども、よくわかるのは……住宅地の景観形成の課題の中に、「江戸時代の名残が残る短冊状の地割などによる視界の抜ける通りにおいては、連続した緑化や安全・安心な歩行空間の確保」が今、できていないということなのですか、役所の理解として。そういう課題があるから、こうしたい。</p> <p>だからここにはもうちょっと現状分析として、一体、何ができていないのかというのを踏まないと、なかなか課題なのか、目標なのかがよくわからないことが羅列されていて、要は結局、それを解決するためには、こうしてその結果、こうしたいというふうには、もう少し踏み込んだ分析が必要なのかなというのが私の印象です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最初、A委員もご意見をいただいてから。</p>
A委員	<p>特に気になったのは2点。</p> <p>1つは、公園の扱い方で、目標、24ページ、25ページあたりで、書</p>

いてあるのですけれども、先ほど、C委員からもあったみたいに、守るというスタンスからいうと、こういうもともとある緑の固まりというのを、やはり見せたりつなげたりするということが意識を高めていくのにすごく大事だと思うのですけれども、その意味で、公園のところを見ていくと、際のデザインだとかつなげていく、際のデザインというのが、もうちょっと書かれてもいいのかなと思います。

前のほうの(1)の住宅地の景観保全の中では、用途地域の境界なんかの際をうまく処理しなさいということが書かれているのですけれども、公園も今、例えば武蔵野中央公園なんかも結構囲ってしまっている。南側は結構、道路に開いているのですけれども、例えばグリーンパーク遊歩道、東側から行ったときには、こうちゃん公園とかというあたりを通って行って、突き当たると、裏通りのな雰囲気になってしまっていて、あの通り自体も、あまり歩いて楽しいような雰囲気になっていなかったりとかして。

だからそういう公園の際を、もっと物理的にもつなげていくとか、見せるだとか、そういうところが入っていくと、市民の方々に対して、緑のよさというものがもっともっと伝わって行って、それで個人だとか民間の大規模開発なんかでも、そういうことをやっていこうかなという、そういう守るということを意識させるために、そういうことをやってもいいのかなと。公共の場所で。

それとあと、やはりそれにもつながってくる話なんですけれども、商業系の緑とどう考えていくのかということか、商業地の景観をどう考えていくのか、ということ考えたときに、にぎわいという言葉を使っているんですけど、例えば香港の街の中の看板がわっと出ていて、カオスの世界みたいなのも、にぎわいと言えばにぎわいだと思うのです。

ここの、今回いただいたものの広告物を見ていくと、おとなしくおさめちゃって、悪い言い方をすれば、してしまっている。そこを武蔵野市はどちらをとるのだというところが、何か見えにくいのかな。

多分、ここに載っているほうでいいと思うのですけれども、そうじゃない風景を狙っているような商業系だった場合、そこをコントロールし切れないのではないかなという気がするのです。

ですから、ただそこの辺をどうやって方向づけるのか。そこがもうちょっとまさに課題かなと。そうなったときに、目標を今、列挙されているのですけれども、ここの一番、頭の上のところ、一番最初のほうにあった、恐らく基本姿勢というのが被っていて、というところ

	<p>が明快だと、いけるのではないかなと。</p> <p>要するに緑豊かな景観を、というのが大前提であって、その中で商業地もそのにぎわいという、その関連があるといいのかなという気がしたのです。さっき事務局のほうから、目標の書き方のところに対してというというお話があったので、目標のところに対してはそんな感じがしました。</p> <p>もう一個だけ。</p> <p>その商業地なんかも、多分、武蔵野の商業地のよさというのは、すごくにぎわっているのだけれども、緑と隣接しているというのがすごく大事なのではないかなと思うのです。</p> <p>その意味から言えば、パーク何とかというエリアですか。どこかありましたよね。要するに、井の頭公園につながっているパーク吉祥寺というエリアですか。だから、そこから、要するに、何通りですか。井の頭通りから南へ向いたときに、井の頭公園が多分、向こうのほうに見えるはずなのに、それを意識した通りになっていないという、それが何かもったいないなという気がするのです。吉祥寺通りのあたりから行くと、かなり建物の裏に緑があるというのが見えるようなつくりになっているところがちらほらあるのですが、だけど井の頭通りから見たときに、そういうつくりがもっとされるといいのかな。</p> <p>そういうことが誘導できるのかなと見たときに、ちょっと難しいなという気がしたものですから。そういう吉祥寺らしい商業地のつくり方というのが、もうちょっと意識された書き方というのがされてもいいのかなという気がしました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>結構、皆さん共通して言っているし、私もちょっと気になった部分とほぼ、あれですね。結構、最初の3ページ目の景観まちづくりの基本姿勢は大事で、やはり武蔵野市は、前回もそうですけれども、緑豊かな景観というのが非常に大きな特徴だから、この共有財産である緑豊かな景観を、ここは守り、つくり、育むところですね。</p> <p>あるいは緑豊かな景観というものを常に意識して、全ての建物や景観というものを考えましょうということだと思のですが、その辺を多少、下のほうに、もう少し表現していただけると、これだけだと単に緑を守りなさいと、緑行政に聞こえてしまうので、主役は緑なんだけれども、でも緑だけやれと言っているわけではないということなので。</p>
D委員	これだと、緑の基本計画みたいだなと思った。

<p>委員長</p>	<p>ちょっとその辺の表現があるかもしれない。</p> <p>それから実は守り、つくり、育むというのですけれども、この育むは、実は、守るという、いわゆる保全系の部分と、新たにつくるということだと、両方に係って、守り育む、つくり育むと、こういうことだと思うのです。</p> <p>いわゆる時間の経過と共に育てていくような、その辺が実は、後の課題なんかでも、実は育むというのは全部に係るのだろうなど。実はこの5つの課題と目標も、3つが保全となっていますが、実はここに守るということがあるのです。2つがつくっていくみたいな。つくりつつ育む。</p> <p>そういう意味では、結構、保全をベースにしながらということでは、いいのかなという気はするのですが、24ページのこの目標の立て方ですけれども、前の課題も含めて、実は一番最初の案であった、郵送された部分、例えば住宅地の景観の保全、これ、実は、皆さん、ご指摘もありますけれども、課題であり目標なのです。本当は住宅地の景観って非常にいいものなので、それを守ることは課題なのです。</p> <p>本来は、問題と課題というのがあるのですけれども、問題というのはなかなかそういういい景観、緑豊かな景観というのがどんどん少なくなっているというのが問題なのです。</p> <p>ですからそれを守っていくというのが課題、つまりベクトルとしては解決しなければいけない問題というのを課題というのですけれども、そういう場合、実は表現としては、ここで22ページに住宅地の景観形成の課題の中に書いていますけれども、いわゆる今の現状のすばらしい、いい住宅地の景観を保全するということも課題である、課題としての表現でもあるのですが、目標としても使ってもいいのです。</p> <p>ただ、目標としては、非常に分かりにくいので、もうちょっと目標はキャッチフレーズ的にやったほうがいいということで、今回の参考資料2のような表現、もしくはこの分厚い目標でもいいのですけれども、分厚いほうのだと、また長過ぎて分かりにくいかなというところもあって、参考資料2みたいな中間的な部分に落とし込んでもいいような気がします。</p> <p>いずれにしろ、その辺の課題と方針というのが裏腹なのですが、少し方針はイメージしやすいような、キャッチフレーズ的な言葉に置きかえていったほうがいいということではなからうかなというふうに思います。</p> <p>それから24ページの(2)の先ほどのやはり農地や主な取り組みが</p>
------------	--

一つしかないということですので、もうちょっと、特に農地関係、2022年の例えば生産緑地問題などをくくると、一斉に、あるいは太陽光パネルになったりして、ということを考えると、D委員が仰ったように、やはり貴重なオープンスペースとしての価値といいますか。農地というのは、単なる農地だけではなくて、市民にとって必要なオープンスペースだ、それは非常に開放的な空間でもあるし、本当に空が広く見える環境をつくってくれるような重要な要因でもあるというような、そういうことが、やはりほかの都市との違いだろうというようなことも、多分、ここに入ってくるのかなというふうに思います。

それから26ページなんですけれども、この五感を大切にしたいというところが、また景観誘導基準の一番頭に来るので、かといって、後の景観誘導基準にダイレクトにつながるわけではないから、この辺がだから、分かりにくいのかなと思うのですが、むしろ、武蔵野らしさなり、武蔵野の景観とは、単なる表面的な、こういう、先ほどD委員からも8割以上は、とか、大半は視覚的なところに影響されるのだけれども、そういうことではなくて、やはり五感で感じるというものを、基本的な考え方にしたいというふうなことを言うのは、私はいいと思うのですが、どういうおさまりでいるのかといったら確かに難しい。あとの基準に直接来るわけではない。

ただ、もうちょっと言葉が、武蔵野の景観というのは、こういうふうに捉えているというような、まさに景観まちづくりの考え方なんですけれども、そこを載せるというような、そういうことをもうちょっとはっきり言ったほうがいいのかという感じがしました。

それと、細かい表現で、先ほどA委員から70ページの広告ですけれども、屋外広告物は、東京都の権限の部分になってはいるのですけれども、とはいえ、全体としては、やはり緑というのが大事なので、それに調和したような屋外広告物にしてください。

ですから、例えば中景・遠景、あるいは中層・高層、屋上、そういう遠くから見ても目立つようなところというのは、特に気をつけてほしい、というような。例えば、香港のようにとか言っていましたけれども、1、2階とか低層部はある意味、にぎやかでいいよみたいな。そこをあまり規制するわけではなくて、むしろ武蔵野市はやはり緑を引き立てるような広告ということに気をつけてほしい。

だから、遠景から、例えば井の頭公園の緑をふさぐようなものは絶対いけないというような、何かそういう緑が主役だよと、そのための屋外広告物というような、そういう、ちょっとした表現の仕方の工夫

だと思いますが、そういうことをここで書いていけばいいのかなというふうに思います。

それと前段にも幾つか、副委員長からのご指摘があったのですけれども、例えば照度の光の、例えば極度に強い光を放つものとか、激しい点滅は設置しないと書いてありますからいいのですけれども、恐らく強い光、照度の関係とかそういう、例えば某ドラッグストアみたいに、ぱっと明るいものだと思うのですけれども、実はこの手の表現、先ほどの3,000ケルビンではなくて、色温度が低いということも同じなのですけれども、これは、僕は両方いいと思うのです。

これは、どういう違いかという、かつて横浜がよくやっていた。横浜はこっちの態度なのです。つまり、調整機能が働けば、こういう言葉でいいのです。

ですから、アドバイザー制度があったりとか、何かまちづくり委員会のほうで、それを調整するというのであれば、こういう軽い書き方にしておいて、具体的には調整するということがオーケーだと思います。

それを調整機能というのがなしで、誘導する場合は、より具体的に書いてあげるほうがいい。じゃないと、何言っているかよく分からないのです。解釈が大きい。ですから、その辺の誘導の仕方とセットではないかなというふうに思います。

ちなみに、先ほどの照度についても、3,000ケルビンというのは、多分、余り低い2,500とか2,300、ナトリウムランプになるとまたオレンジがぎらぎらするのですが、もう一つ、メーカーによっても結構違って、私なんか3,000ケルビンぐらいで、よく、いわゆる色温度というのは、真っ昼間なのか、6,000度とか、12時、1時のような真っ白い光なのか、やはり人間、住宅地だと、夜寝るには、体を休めるためには、夕方の光というのが3,000とか、そのぐらいになってきますよね。

ところが、メーカーによって色がちょっと違うのです。例えば、僕の使っているパナソニックさんの3,000ケルビンの光源だと、結構、ピンクが強くて、ちょっと気持ち悪いのです。このピンク、どうにかならないか、みたいな。

ですから、メーカーによって結構色が、同じ色温度でも違うので、それでいろいろクレームが来たりして、「それだったら、ナトリウムランプでいいんじゃないの」みたいなこともあるかもしれないし、日本人は、白い水銀灯に慣れちゃっているんで、あっちの白いほうが安全だとかいう変な誤解がありますけれども、そういう意味では、別に

	<p>色温度3,000にしなくても、その辺は構わないのかなという気がします。</p> <p>そんなところですか。</p> <p>今の件に関して、いかがでしょう。事務局のほうからは、各委員のご意見を踏まえて何かありますか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>いろいろご意見を聞いて直したいところは直したいと思えますけれども、今、目標は結局、どの形がよかったのか、分からなくなった。書きぶりが少し「まち」という大きな書きぶりで目標にするのか、参考資料2で今日は示させていただいた。少し絞ったような形がいいのか。前のままでいいんじゃないのか、というようなのがあったり。</p>
D委員	<p>私も前のままがいいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>まだ、たたかなければいけないところなので、今、こちら、事務局対応、悪いところが、結局、現状の分析と課題、それから目標の設定、この流れがごちゃごちゃになっているのです。</p> <p>今、まだごちゃごちゃです。やはり整理し切れていない部分がありまして、これをこれから精査しなければいけないので、形としては、やはり課題というのは何のためにどういうことを想定したときに、どこが何で課題なのだということなのだと思うので、そこをまず正確になぞって、その上で、目標設定としてはこういうふうにすると。</p> <p>あるいは逆に目標というのをここに置いて、だからこれが課題なのだという関係性をもっと整理しないと、ちょっとぼやけている現状があると思います。</p> <p>それは、やっていかなければいけないと思っています。</p> <p>それからもう一点、先ほど来、誘導基準のところに書いてある五感のかたち。これがやはり技術の誘導基準との関係性とか、なかなか並べ立てて、関係を持たせるのは難しいというお話があります。</p> <p>景観まちづくり方針という都市計画マスタープランのほうで、ある意味、総合的な視点での景観づくりというのが必要だということで、そういった視点での捉えどころの景観というのが大事なのだということで書かれていて、すごく意識しているところがあるのですが、置きどころは、さっき委員長が言ったように、例えばこういった景観まちづくりの基本姿勢というのをコンセプトで出す中で、やはりその中で武蔵野市の景観は、視点も大事だけれども、感じるという意味でのそういった五感性というのも大事なのだというところを、ここで含ませ</p>

	<p>て書いたほうが、こうやって明確に項目立てて、一つ一つ書いていくと、無理が出ますので、そんなようなかたちの捉え方のほうがよろしいかなというふうには、今日、お話を聞く中では感じたところがございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今日、ほかのあれもありますので、とりあえず今日はそのぐらいでこの基準についてはよろしいでしょうか。</p> <p>まだあるのですよね。市民の意見も聞いて、それから……</p>
事務局	<p>少し直させていただいて、2月に市民の方と意見を聞いて、あとは意見交換会を示した後、通常、恒例の3月下旬に、まちづくり委員会が開催されますので、そこに合わせて、いただいた意見のご紹介と、それを踏まえて、どうやって直すのかというのを示したいというふうに思います。</p>
委員長	<p>それでは、次の議事の3、その他のほうに進めさせていただきたいと思います。</p> <p>その他、報告事項について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項につきましては、今日、追加資料で出させていただいた境浄水場における地区計画及び用途地域等に関する基本方針ということと、もう一個、一枚ぺらで、経過とスケジュールというのを示させていただいております。</p> <p>これはこの間、第2回のまちづくり委員会で、途中まで説明させていただいたと思うのですが、境浄水場建替えに伴いまして、市としては地区計画の基本方針を出して、市民の方に意見を聞いたということで、その意見の状況が一枚ぺらのほうの報告事項と書いてあるほうに示させていただいております。</p> <p>このスケジュールがあるのですけれども、今回、9月15日に方針を示させていただいて、都計審のほうに説明させていただいて、同意を得て、12月1日に基本方針として公表させていただいております。ですので、その公表させていただいた資料を、そのまま今日はお配りしたという形です。</p> <p>今後は、この基本方針に基づいて、2月ぐらいに都市計画原案を公表して、意見をいただいた後、8月ぐらいにまた案の公表、それを、意見をいただいて、秋ぐらいに都市計画決定ということなので、3月とか春ぐらいから、まちづくり条例の手続に入ってくるのかなというところなので、報告事項というところで、今回、配付させていただきました。</p>



	<p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>東京都のほうは、当初どおりの提案でずっと押し進めていくという感じになるということの理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には、周辺への配慮事項で、そもそも報告事項の説明会の主な意見というところにあるように、今、説明会は東京都の再構築事業のところを東京都から説明して、武蔵野市からはそれに対応する都市計画での対応の方向性という二本立てでやりました。</p> <p>ただ、隣接する住民の方々は、都市計画の考え方よりも再構築事業の内容、要はどんなものがどのぐらいの高さで、どの位置にできるのだ、そういうところに今、説明会は終始しておりますので、12月1日に基本方針を公表しても、それについての反応というのはほとんどありません。</p> <p>どちらかという、今度、今、事務局は2月と言いましたけれども、3月1日に原案の公表をする予定で、2月に都市計画審議会を予定していますけれども、原案には地区計画の中で、建物の最高高さですとか、壁面の位置、何m設定するですとか、具体的な数字が入りますので、それが入ってくれば、それが納得できるものなのかどうか。そういうふうな形で、また議論がもしかすると激しくなるのかなと。</p> <p>今までは対東京都に言っていますけれども、今度、地区計画の中で高さを示したりするので市はどう考えているのだというのが、今、大体、住民の目というのは、東京都のほうに向いているのですけれども、原案からは結構、市にも向いてくる。</p> <p>また、今、事務局のほうで説明したとおり、まちづくり条例の対象物件にもなりますので、高さ云々で、すみません、最悪の調整会までいったときのさばき方、よく副委員長からも言われているのですけれども、そういうことのないような前仕切りは必要ではないかということも、配慮して進めていきたいというふうに考えております。</p>
委員長	<p>もう一つ、用途の変更は分かるのですけれども、地区整備計画の中身については、ここで出ていないですね。それは、都計審の中で一緒に……定めると書いてあるだけですよね。具体的な数字が……</p>
事務局	<p>今回は基本的な考え方なので、こういう考え方で、具体的な地区計画をつくっていきますよという考え方を示した基本方針なので、これが全然、方針をつくるに当たっての考え方を示していますので。</p>
委員長	<p>そうですか。具体的な……</p>
事務局	<p>具体は今度です。</p>

委員長	それはいつごろになるのですか。
事務局	都市計画審議会では2月の中旬にかけるので、表向きに出てくるのは、都市計画審議会で公表、公開します。
委員長	そのときには出るということですね。
事務局	はい。
委員長	分かりました。
事務局	そのときには地区計画、具体的な様式があって、そこに地区整備の方針ですとか、地区施設の内容ですとか、そういうのが書かれてきます。また、その手前の考え方というのを、まとめさせていただきます。
委員長	いずれにしる、報告事項なので、ここで議論することではないです。注視していきたいなというふうに思っています。 そのほかに事務連絡、4番の事務連絡があれば、事務局からお願いします。
事務局	委員会の議事録につきましては、また案ができましたら送付いたしますので、ご確認いただきたいと思います。 冒頭にお話ししていませんが、今日は机上に、1月13日に調整会が行われますので、そちらのご案内も机上に配付させていただきますので、ご覧いただければと思います。 以上です。
委員長	これで本日、全て終わったということで、これで平成27年度第3回武蔵野市まちづくり委員会を閉会いたします。 皆さん、ありがとうございました。